別紙2　対価の構成・支払方法

1　対価の構成

施設整備業務、稼働準備業務、維持管理業務及び運営業務に係る対価の構成は次のとおりである。

大項目	中項目	構成内容
施設整備の対価 （対価 A）	施設整備対価 A-1 （設計業務等費用）	• 各種調査業務に要する費用 • 設計業務に関する費用
	施設整備対価 A-2 （建設業務費用） ただし、外構工事費及び備品調達費を除く	• 建設業務に要する費用
	施設整備対価 A-3 （外構工事費用）	• 外構工事に要する費用
	施設整備対価 A-4 （解体撤去業務費用）	• 解体撤去業務に要する費用
	施設整備対価 A-5 （その他費用）	• 供用開始までの統括管理業務 • 予約システム・運営支援システム整備業務に要する費用 • 備品調達に要する費用 • SPC の開業に伴う費用※ • その他施設整備に関して必要となる費用
稼働準備の対価 （対価 B）	稼働準備対価 B	• 稼働準備業務に要する費用
維持管理・運営等の対価 （対価 C）	指定管理料 C-1 （維持管理業務費用） ただし修繕・更新業務費用を除く	• 建物保守管理業務に要する費用 • 建築設備保守管理業務に要する費用 • 火葬炉保守管理業務に要する費用 • 什器・備品保守管理業務に要する費用 • 外構・植栽保守管理業務に要する費用 • 環境衛生管理業務に要する費用 • 清掃業務に要する費用 • 警備業務に要する費用 • 除排雪業務に要する費用 • 残骨灰・集じん灰の管理及び処理業務に要する費用 • その他維持管理関連業務に要する費用 • 事業期間終了時の引継業務（維持管理）に要する費用
	指定管理料 C-2 （修繕・更新業務費用）	• 修繕・更新業務に要する費用
	指定管理料 C-3 （運営業務費用）	• 供用開始後の統括管理業務に要する費用 • 予約受付業務に要する費用 • 利用者受付業務に要する費用 • 告別・炉前・収骨等業務に要する費用 • 火葬炉運転業務に要する費用 • 待合関連業務に要する費用 • 販売業務に要する費用 • その他運営関連業務に要する費用 • 事業期間終了時の引継業務（運営）に要する費用
	指定管理料 C-4 （その他費用）	• 引渡し日の翌日以降の SPC の運営費（経営管理業務に要する費用を含む）※ • 法人税、法人の利益に対してかかる税金及び事業者の税引き後利益※ • 維持管理期間中の保険料 • その他維持管理・運営に関して必要となる費用

※　SPC を設立する場合

2　支払対価の支払方法

(1)　施設整備の対価(対価 A)

施設整備の対価の支払方法は以下のとおり想定しているが、具体的なスケジュールは別表のとおりとする。なお、施設整備の対価にかかる消費税については、それぞれの対価支払時に支払うものとする。

ア 施設整備対価 A-1

施設整備対価 A-1 のうち、設計業務に要する費用は、主に下表に示す 4 つの業務に要する費用で構成され、それぞれの業務の完了時期は、以下に示すとおりとする。

基本設計	設計・建設工事請負契約書(案)第16条に示す完了確認時
実施設計	
各種許認可申請手続き	
設計意図伝達	建設業務(外構工事を含む)について、所定の市の検査に合格した時

(ア)　業務完了時一括払を希望する場合

施設整備 JV は、各種調査業務及び設計業務について、各業務が完了し、市の検査に合格した後、市に対して請求書を提出する。市は施設整備 JV からの請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に各業務に要する費用を支払う。

(イ)　前金払を希望する場合

施設整備 JV は、各種調査業務及び設計業務について、設計・建設工事請負契約書第 52 条第 1 項に示す保証契約を締結し、その保証書を発注者に寄託した場合、その保証書記載の保証金額の範囲内において、下表に定める額以内の前払金の支払を市に請求することができる。市は事業者からの請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に前払金を施設整備 JV に支払う。

施設整備 JV は、各種調査業務及び設計業務が完了し、市の検査に合格した後、各種調査業務及び設計業務に要する費用から前払金を控除した残額について、市に対して請求書を提出する。市は施設整備 JV からの請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に残額を施設整備 JV に支払う。

各業務着手前	前払金(各業務に要する費用の 10 分の 3 に相当する額)
各業務完了時	各業務に要する費用－前払金

イ 施設整備対価 A-2 及び施設整備対価 A-3

(ア)　部分払を希望する場合

施設整備 JV は、建設業務(外構工事及び備品調達を除く)に要する費用及び外構工事に要する費用について、所定の市の検査に合格した後、市に対して部分払を請求することができる。市は施設整備 JV からの請求書受領後、30 日以内に到来する任意の日に下表に示す費用を施設整備 JV に支払う。

施設整備 JV は、当該部分の工事が完了し、所定の市の検査に合格した後、市に対して請求書を提出する。市は施設整備 JV からの請求書受領後、40 日以内に到来する任意の日に下表に示す費用を施設整備 JV に支払う。

a. 施設整備対価 A-2

令和 10 年度	出来高×(9／10)
令和 11 年度	【施設整備対価 A-2】－既払い分建設業務費

b. 施設整備対価 A-3

令和 11 年度	出来高×(9／10)
令和 12 年度	【施設整備対価 A-3】－既払い分外構工事費

(イ) 前金払、中間前金払を希望する場合

施設整備 JV は、建設業務(外構工事及び備品調達を除く)に要する費用及び外構工事に要する費用について、設計・建設工事請負契約書第 52 条第 1 項に示す保証契約を締結し、その保証書を発注者に寄託した場合、その保証書記載の保証金額の範囲内において、下表に定める額以内の前払金の支払を市に請求することができる。市は施設整備 JV からの請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に前払金を施設整備 JV に支払う。

施設整備 JV は、建設業務(外構工事及び備品調達を除く)に要する費用及び外構工事に要する費用について、前払金の支払を受けた後、設計・建設工事請負契約書第 52 条第 4 項に示す保証契約を締結し、その保証書を発注者に寄託した場合、その保証書記載の保証金額の範囲内において、下表に定める額以内の中間前払金の支払を市に請求することができる。市は施設整備 JV からの請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に中間前払金を施設整備 JV に支払う。

施設整備 JV は、当該部分の工事が完了し、所定の市の検査に合格した後、市に対して請求書を提出する。市は施設整備 JV からの請求書受領後、40 日以内に到来する任意の日に下表に示す費用を施設整備 JV に支払う。

a. 施設整備対価 A-2

建設工事着手前	前払金:【施設整備対価 A-2】の 10 分の 4 に相当する額
工期の 2 分の 1 経過後	中間前払金:【施設整備対価 A-2】の 10 分の 2 に相当する額
業務完了時	【施設整備対価 A-2】－前払金－中間前払金

b. 施設整備対価 A-3

外構工事着手前	前払金:【施設整備対価 A-3】の 10 分の 4 に相当する額
工期の 2 分の 1 経過後	中間前払金:【施設整備対価 A-3】の 10 分の 2 に相当する額
業務完了時	【施設整備対価 A-3】－前払金－中間前払金

（ウ） 部分払と前金払を併用する場合

施設整備 JV は、建設業務（外構工事及び備品調達を除く）に要する費用及び外構工事に要する費用について、設計・建設工事請負契約書第 52 条第 1 項に示す保証契約を締結し、その保証書を発注者に寄託した場合、その保証書記載の保証金額の範囲内において、下表に定める額以内の前払金の支払を市に請求することができる。市は施設整備 JV からの請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に前払金を施設整備 JV に支払う。

施設整備 JV は、建設業務（外構工事及び備品調達を除く）に要する費用及び外構工事に要する費用について、所定の市の検査に合格した後、市に対して部分払を請求することができる。市は施設整備 JV からの請求書受領後、30 日以内に到来する任意の日に下表に示す費用を施設整備 JV に支払う。

施設整備 JV は、当該部分の工事が完了し、市に提出したコスト管理計画書等を基に実施する所定の市の検査に合格した後、市に対して請求書を提出する。市は施設整備 JV からの請求書受領後、40 日以内に到来する任意の日に下表に示す費用を施設整備 JV に支払う。

a. 施設整備対価 A-2

建設工事着手前	前払金：【施設整備対価 A-2】の 10 分の 4 に相当する額
令和 10 年度	部分払：出来高×（（9／10）－（前払金額／【施設整備対価 A-2】））
令和 11 年度	【施設整備対価 A-2】－前払金－令和 10 年度支払分

b. 施設整備対価 A-3

外構工事着手前	前払金：【施設整備対価 A-3】の 10 分の 4 に相当する額
令和 11 年度	部分払：出来高×（（9／10）－（前払金額／【施設整備対価 A-3】））
令和 12 年度	【施設整備対価 A-3】－前払金－令和 11 年度支払分

ウ 施設整備対価 A-4

（ア） 業務完了時一括払を希望する場合

施設整備 JV は、解体撤去業務が完了し、市の検査に合格した後、市に対して請求書を提出する。市は施設整備 JV からの請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に解体撤去業務に要する費用を支払う。

（イ） 前金払、中間前金払を希望する場合

施設整備 JV は、解体撤去業務に要する費用について、設計・建設工事請負契約書第 52 条第 1 項に示す保証契約を締結し、その保証書を発注者に寄託した場合、その保証書記載の保証金額の範囲内において、下表に定める額以内の前払金の支払を市に請求することができる。市は施設整備 JV からの請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に前払金を施設整備 JV に支払う。

施設整備 JV は、解体撤去業務に要する費用について、前払金の支払を受けた後、設計・建設工事請負契約書第 52 条第 4 項に示す保証契約を締結し、その保証書を発注者に寄託した場合、その保証書記載の保証金額の範囲内において、下表に定める額以内の中間前払金の支払を市に請求することができる。市は施設整備 JV からの請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に中間前払金を施設整備 JV に支払う。

施設整備 JV は、解体撤去業務が完了し、所定の市の検査に合格した後に、市に対して解体撤去業務に

要する費用から前払金及び中間前払金を控除した残額について、請求書を提出する。市は施設整備 JV からの請求書受領後、40 日以内に到来する任意の日に残額を施設整備 JV に支払う。

解体工事着手前	前払金:【施設整備対価 A-4】の 10 分の 4 に相当する額
工期の 2 分の 1 経過後	中間前払金:【施設整備対価 A-4】の 10 分の 2 に相当する額
業務完了時	【施設整備対価 A-4】－前払金－中間前払金

エ 施設整備対価 A-5

施設整備 JV は、予約システム・運営支援システム整備業務、備品調達等が完了し、市の検査に合格した後、市に対して請求書を提出する。市は施設整備 JV からの請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に予約システム・運営支援システム整備業務、備品調達等に係る費用を支払う。

(2) 稼働準備の対価(対価 B)

稼働準備の対価の支払方法は以下のとおり想定しているが、具体的なスケジュールは別表のとおりとする。

ア 稼働準備対価 B

稼働準備業務受託者は、稼働準備業務が完了した後、市に対して請求書を提出する。市は稼働準備業務受託者からの請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に稼働準備業務に要する費用を支払う。

(3) 維持管理・運営等の対価(対価 C)

運営事業者は、各四半期最終月の翌月 30 日までに四半期業務報告書を提出する。市は「別紙 4 モニタリング実施要領」に基づく確認を行い、当該四半期の支払金額を通知する。運営事業者は当該支払金額を記載した請求書を発行し、市は請求書受理後、30 日以内に到来する任意の日に支払いを行う。

維持管理・運営の対価の支払方法は以下のとおり想定しているが、具体的なスケジュールは別表のとおりとする。なお、維持管理・運営等の対価に係る消費税については、それぞれの対価支払時に支払う。

ア 指定管理料 C-1

指定管理料 C-1(維持管理業務費用)については、第 1 回の支払いを令和 12 年 4～6月分、第2回の支払いを令和12年7～9月分とし、以降10～12月分、1～3 月分と 3 か月ごとに、事業期間中全 60 回にわたり支払う。全体供用開始予定が令和 13 年 4 月のため、第 1 回から第 4 回までは区域 A や区域 B の外構工事など未完了期間が含まれるが、モニタリングによる減額あるいは後述する改定がない限り、各回の支払金額はそれぞれ同額とする。

イ 指定管理料 C-2

指定管理料 C-2(修繕・更新業務費用)については、第 1 回の支払いを令和 12 年 4～6月分、第2回の支払いを令和12年7～9月分とし、以降10～12月分、1～3 月分と 3 か月ごとに、事業期間中全 60 回にわたり支払う。

各回の支払額は、以下のとおり概ね5年ごとに区分し、それぞれの区分内における各回の支払いを同額とするものとし、区分別の支払額については事業者の提案に基づくものとする。全体供用開始予定が令和 13

年 4 月のため、第 1 回から第 4 回までは区域 A や区域 B の外構工事など未完了期間が含まれるが、モニタリングによる減額あるいは後述する改定がない限り、各回の支払金額はそれぞれ同額とする。

区分	支払回	対象期間	支払額
Ⅰ	第 1 回～第 20 回	令和 12 年 4 月～令和 17 年 3 月	各回とも α 円
Ⅱ	第 21 回～第 40 回	令和 17 年 4 月～令和 22 年 3 月	各回とも β 円
Ⅲ	第 41 回～第 60 回	令和 22 年 4 月～令和 27 年 3 月	各回とも γ 円

ウ 指定管理料 C-3

指定管理料 C-3（運営業務費用）については、第 1 回の支払いを令和 12 年 4～6月分、第2回の支払いを令和12年7～9月分とし、以降10～12月分、1～3 月分と 3 か月ごとに、事業期間中全 60 回にわたり支払う。全体供用開始予定が令和 13 年 4 月のため、第 1 回から第 4 回までは区域 A や区域 B の外構工事など未完了期間が含まれるが、モニタリングによる減額あるいは後述する改定がない限り、各回の支払金額はそれぞれ同額とする。

エ 指定管理料 C-4

指定管理料 C-4（その他費用）については、第 1 回の支払いを令和 12 年 4～6月分、第2回の支払いを令和12年7～9月分とし、以降10～12月分、1～3 月分と 3 か月ごとに、事業期間中全 60 回にわたり支払う。全体供用開始予定が令和 13 年 4 月のため、第 1 回から第 4 回までは区域 A や区域 B の外構工事など未完了期間が含まれるが、モニタリングによる減額あるいは後述する改定がない限り、各回の支払金額はそれぞれ同額とする。

別表　支払対価の金額及び支払いスケジュール

※提案に応じて各種契約締結時までに（事業者により作成し市が承認することにより）決定する。